第一条第一号チ中「又は河川法」を「、河川法」に改め、「河川管理施設」の下に「又は津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設」を加え、同号リ中「避難路」を「避難経路」に改め、同号ヌ⑶中「いう」の下に「。第七条第一号において同じ」を加え、同号ル中「避難路」を「避難経路」に改める。

第二条中「第六条第一項第二号」を「第五条第一項第五号」に改める。

第五条中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第六条中「東南海・南海地震防災規程」を「南海トラフ地震防災規程」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設）

第七条　法第十二条第一項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一　高齢者、障害者、乳幼児又は児童が通所、入所又は入居をする社会福祉施設その他これに類する施設

二　幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校

三　病院、診療所又は助産所

（津波避難対策緊急事業に係る交付金等）

第八条　法第十三条第三項の政令で定める交付金は、次に掲げるものとする。

一　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百五条の三第二項に規定する交付金

二　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十三条第一項に規定する交付金

三　前二号に掲げるもののほか、法第十三条第三項に規定する事業に要する経費に充てるための交付金で内閣総理大臣が定めるもの

2　法第十三条第三項の規定により算定する交付金の額は、同項に規定する事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項又は第二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して内閣府令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。

（集団移転促進事業に係る特例）

第九条　法第十六条の規定により読み替えて適用する防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第三条第二項第三号の政令で定める施設は、第七条各号に掲げる施設とする。

2　津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第二条及び第三条の規定の適用については、同令第二条中「法第七条各号」とあるのは「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第十六条の規定により読み替えて適用する法第七条各号」と、同令第三条中「住宅団地（以下「住宅団地」という。）」とあるのは「住宅団地（以下「住宅団地」といい、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第七条各号に掲げる施設の用に供する土地を含む。）」とする。

（国又は地方公共団体が出資している法人）

第十条　法第十八条の政令で定める法人は、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の全額出資に係る法人が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下この条において「資本金等」という。）の二分の一以上を出資している法人（国又は地方公共団体が資本金等の三分の一以上を出資しているものに限る。）とする。

（避難場所等の整備を実施する者）

第十一条　法別表の避難場所の整備を実施する政令で定める者及び避難経路の整備を実施する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。次号において同じ。）

二　地方公共団体から補助を受けて法別表の避難場所又は避難経路の整備を実施する者（内閣府本府組織令及び総務省組織令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改める。

一　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三条第三号ク

二　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第百四十四条第十一号及び第百四十九条第九号

附　則

（施行期日）

1　この政令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

2　地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

首都直下地震対策特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十一号

首都直下地震対策特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

首都直下地震対策特別措置法の施行期日は、平成二十五年十二月二十七日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

首都直下地震対策特別措置法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三